



令和 7 年度第 2 回都市計画審議会

生産緑地地区 案の縦覧について

令和 7 年 1 1 月 4 日



目次

- 1 生産緑地地区について
- 2 守谷市の生産緑地地区
- 3 生産緑地地区の買取りの申出について
- 4 買取りの申出を受けた生産緑地地区
- 5 廃止までの流れと現在の状況
- 6 案の縦覧について
- 7 都市計画変更手続きスケジュール（予定）



1 生産緑地地区について（第1回資料再掲）

生産緑地地区とは

- 市街化区域内において、緑地機能や多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的に指定するもの。

生産緑地地区の特徴

- 農地としての管理義務や建築等の行為制限が課される一方、固定資産税の軽減や相続税の納税猶予などの税制優遇を受けることができます。



2 守谷市の生産緑地地区（第1回資料再掲）

- 守谷市では市政施行後の平成14年12月20日に42地区、約5.82haを生産緑地地区に指定しました。現在は、21地区約2.56haを指定しています。

生産緑地地区一覧表

番号	生産緑地名称	面積 (ha)	番号	生産緑地名称	面積 (ha)
3	籠山生産緑地地区	約0.07	21	薬師台第一号生産緑地地区	約0.06
6	愛宕第一号生産緑地地区	約0.15	22	薬師台第二号生産緑地地区	約0.11
7	愛宕第二号生産緑地地区	約0.11	27	けやき台第一号生産緑地地区	約0.10
8	愛宕第三号生産緑地地区	約0.07	28	けやき台第二号生産緑地地区	約0.08
9	愛宕第四号生産緑地地区	約0.17	29	けやき台第三号生産緑地地区	約0.12
10	土塔前第一号生産緑地地区	約0.17	30	松ヶ丘第一号生産緑地地区	約0.13
12	土塔前三号生産緑地地区	約0.05	31	松ヶ丘第二号生産緑地地区	約0.16
14	御所ヶ丘生産緑地地区	約0.08	32	松ヶ丘第三号生産緑地地区	約0.30
18	松前台第四号生産緑地地区	約0.14	34	松ヶ丘第五号生産緑地地区	約0.08
19	松前台第五号生産緑地地区	約0.13	35	松ヶ丘第六号生産緑地地区	約0.08
20	松前台第六号生産緑地地区	約0.20			
合計（21地区）					約2.56



3 生産緑地地区の買取りの申出について（第1回資料再掲）

生産緑地地区の買取りの申出とは

- 以下に該当した場合、市長に生産緑地地区の買取りの申出ができる。
- 生産緑地地区に指定されて30年経過し、特定生産緑地地区の指定を選択しなかった場合
- 主たる従事者の死亡又は農業に従事することを不可能にさせる故障に至ったとき



4 買取りの申出を受けた生産緑地地区（第1回資料再掲）

14 御所ヶ丘生産緑地地区 約0.08ha(841m²)
所在地：守谷市御所ヶ丘二丁目12番9



位置図



写真



4 買取りの申出を受けた生産緑地地区（第1回資料再掲）

21 薬師台第一号生産緑地地区 約0.06ha(645m²)
所在地：守谷市薬師台一丁目14番2



位置図

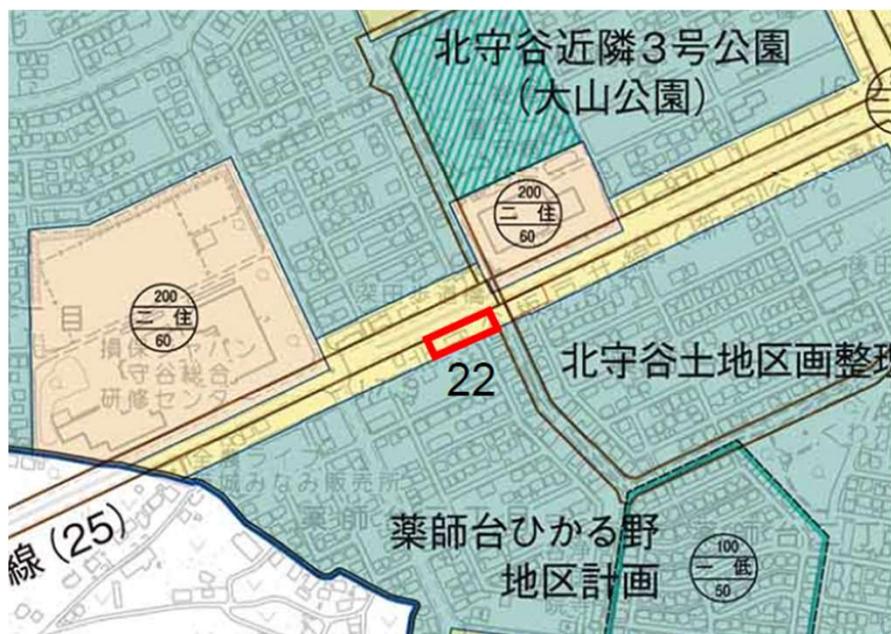


写真



4 買取りの申出を受けた生産緑地地区（第1回資料再掲）

22 薬師台第二号生産緑地地区 約0.11ha(1,109m²) 所在地：守谷市薬師台三丁目1番1



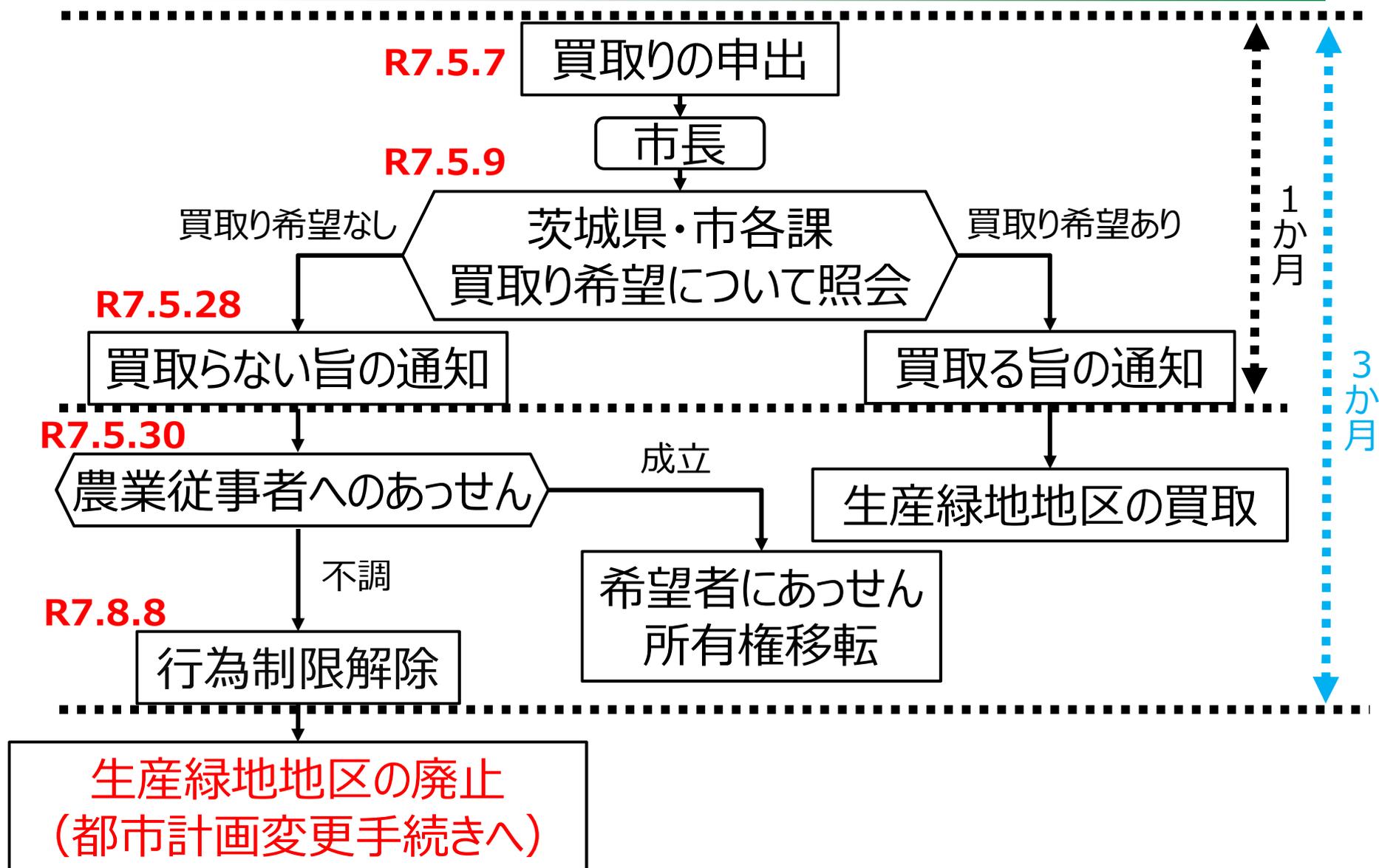
位置図



写真



5 廃止までの流れと現在の状況





6 案の縦覧について

案の縦覧とは

- 都市計画法第17条

都市計画を決定しようとするときは、2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 都市計画法第17条の趣旨

都市計画は、土地利用等に関して住民に義務を課し、権利を制限するもの。したがって、その決定にあたっては、広く案の内容を住民および利害関係人に知ってもらうとともに、その意見を反映させる必要があるため。

市町村：都市計画の案を2週間縦覧する。

住民および利害関係人：その案について意見書を提出できる。



7 都市計画変更手続きスケジュール（予定）





説明は以上です